

より豊かな人生をおくるために...
春号
2024
Vol.39

スマッシュ協同組合主催
季刊情報誌

NEW LIFE

目次

1 あいさつ

森代表

監査室

2 労務News

労務情報

3 税務情報

改正税法 監査室

4 株式会社SBC

5 申請代行・不動産

6 友の会



『散切り頭をたたいてみれば 文明開化の音がする』

明治政府が1871年に出した「散髪脱刀令」により、それまで当たり前であったちょんまげと刀を捨てることになった。当時の日本が諸外国との交流が活発となり近代国家を目指すにあたり西洋人からの日本人への見え方を意識して身なりを変える必要があったことによる。

安定性と保守的なことを好む日本人からすると文明開化により日本が目まぐるしく変わっていくのは相当な衝撃であったと推察する。様々な混乱と反発、喧騒と反乱があったのではないか。このような状況下を一気に推し進めることが出来たのは真っ先に散切り頭にした明治天皇の存在である。

ちょんまげの話はさておき今年も春が来た。何もしなくても、努力しなくても春は来るし、夏も来る。気付けば年末だ。50年後に振り返るとここ直近数年間は文明開化に及ばずとも人間の世界が大きく変わった時代と言えよう。

今年こそは！と心に秘めた思いがあるけど実行に移すことが出来ずにモヤモヤしているようであれば、まずは散髪から始めてはどうか。因みに筆者は、散髪をしてからゴルフのドライバーの飛距離が文明開化並みに伸びている。

株式会社 SMASH HD 代表取締役
スマッシュグループ代表
公認会計士・税理士 森 大輔

君子動口小人動手

私達が日常、話す、聞く、書くなどに、無意識に使っている日本語は、「大和（やまと）言葉、和語とも、例えば はる」と「漢語、春（しゅん）」と通常カタカナで表記される「外来語、スプリング」で成り立っています。（余談ですが、何故か懐かしさを感じる唱歌は、ほとんどこの大和言葉で成り立っていることにお気づきですか）

最近、このカタカナ語が非常に増えて年寄りを悩ませます。

それはともかく、日本語となった漢語由来の諺は、例えば「（人間万事）塞翁が馬」とか「五十歩百歩」のように数多くあります。

前回の「謙虚使人進歩」のように、日本語にならなかった諺もそれ以上に有りますが、今回は、この諺こそ今の中国の偉い人達に、よく嘯み締めて欲しいと取り上げました。

それが表題の「君子動口、小人動手」で、中国ではよく知られたものです。意味は「君子は言葉（道理）で、小人（しょうじん）は手を動かして（腕力で）物事を解決しようとする」です。

如何ですか。現在の中国が、香港や南海方面や台湾でやっていること、やろうとしていることは、まさに君子のやることか、小人がやることかはお判りですね。

名古屋オフィス 税理士 内田 稔



労働・社会保険関係法令の改正点（令和6年4月施行）
令和6年度も数多くの労働・社会保険関係の改正が予定されています。

【主な改正内容】

■適用猶予業種の時間外労働の上限規制

■改善基準告示の改正

5年間猶予されていた建設事業、自動車運転の業務、医師他、時間外労働の上限が適用されます。加えて自動車運転者は改善基準告示も改正され拘束時間や休憩時間の規制が強化される。

■契約締結時の労働条件明示の追加

使用者は、令和6年4月1日以降に締結された労働契約から雇入れ直後の就業の場所及び従事すべき業務とともに、その「変更の範囲」を書面で明示する必要があります。

労働契約が有期労働契約であり、契約の更新の回数や年数に上限がある場合は、その更新上限の内容を書面で明示しなければならない。

なお、契約期間の途中で更新上限を新設・短縮する場合はあらかじめその理由の説明が求められる。

■労働者募集時等の労働条件明示の追加

募集や職業紹介事業者への求人の申込みの際、就業の場所の変更の範囲、従事すべき業務の変更の範囲有期労働契約を更新する場合の基準が追加されます。

■労災保険料率の改定

令和6年度は労災保険率（20業種）、特別加入保険料率、労務費率が改定される。

■在職老齢年金の支給停止調整額の改定

現在、在職老齢年金の支給停止調整額は48万円が50万円に引き上げられます。

社会保険労務士法人
SMASH ROUMU
山下聖治

令和6年度税制改正の主な内容

◎定額減税

納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき令和6年分の所得税額から3万円、令和6年度分の個人住民税額から1万円が減税されます。

例 本人 3万円

同一生計配偶者 3万円

扶養親族 一人につき3万円

合計9万円減税されます

住民税についても同様で一人1万円

合計3万円減税されます

ただし、合計所得金額1,806万円（給与収入2,000万円）超の所得者は対象外です。

	所得税	個人住民税
給与所得者	令和6年6月以後の源泉徴収税額から減税されます。6月で減税しきれない場合は、7月以後の源泉徴収税額から順次減税されます。	令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の税額を令和6年7月から令和7年5月分の11カ月で徴収されます。
公的年金等受給者	令和6年6月以後の源泉徴収税額から減税されます。6月で減税しきれない場合は、8月以後の源泉徴収税額から順次減税されます。	令和6年10月分の特別徴収額から定額減税されます。減税しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次減税されます。
事業所得者・不動産所得者等	予定納税対象者は予定納税額から減税されます。予定納税対象者以外は確定申告において減税されます。	個人住民税第1期分（令和6年6月分）の納税額から減税されます。減税しきれない場合は、第2期分の税額から順次減税されます。

（注）公的年金等の支払いを受ける給与所得者に対する定額減税

給与と公的年金等との定額減税が重複して適用を受けることとなりますので、重複控除については、確定申告で精算が行われることとなります。

こんなときどうする？

①以下のようなときは、年末調整で対応します

- ・令和6年の合計所得金額が1,805万円超になると見込まれる場合
- ・控除開始後に、配偶者・扶養親族の異動があった場合
- ・令和6年6月2日以後に入社した社員の場合

②その他のケース

- ・複数から給与等を得ている給与所得者には、主たる給与等の支払者が定額減税を実施します。
- ・住宅借入金等特別控除がある場合は、その控除後の所得税額を限度に、定額減税分を控除します。
- ・令和6年6月1日以後に退職した人については、令和6年中最後の給与等をもらった後に退職した場合を除き、源泉徴収票の摘要欄への記載は不要です。

※参考

定額減税と併せて、以下の給付措置が実施されます。

①令和5年度住民税非課税の世帯	1世帯あたり7万円が給付されます。 (令和5年度以後に給付された3万円と合わせると、10万円になります。)
②令和5年度住民税均等割のみの世帯	1世帯当たり10万円が給付されます。
③低所得の子育て世帯への「子ども加算」	①及び②の加算として、18歳以下の児童1人当たりにつき5万円が給付されます。
④令和6年度個人住民税において、新たに非課税となる世帯	令和5年度非課税の世帯と同様に給付されます。 令和6年度分の個人住民税は、令和5年度分の収入に基づき令和6年6月ごろに通知書が送付されます

上記①から④の給付は、世帯の全員が、個人住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は、対象となりません。

なお、定額減税しきれないと見込まれる場合は、令和5年の課税状況に基づき、市区町村が差額を給付します。令和6年分の所得税額が、令和5年と比較して変動があるなど一定の事情により、給付額に不足がある場合は追加で給付されます。

令和6年度税制改正の主な内容

◎住宅ローン減税の改正

子育て世帯への支援強化の必要性や、急激な住宅価格の上昇等の現状を踏まえ、改正が行われました。

19歳未満の子を有する世帯又は夫婦いずれかが40歳未満の世帯が令和6年中に入居する場合は、控除対象借入限度額が上乗せされます。

令和6年入居の場合の控除対象借入限度額等

		控除対象借入限度額		控除期間
新築住宅	認定住宅	4,500万円	子育て世帯 若者夫婦世帯 5,000万円	13年
	ZEH水準 省エネ住宅	3,500万円	子育て世帯 若者夫婦世帯 4,500万円	13年
	省エネ基準 適合住宅	3,000万円	子育て世帯 若者夫婦世帯 4,000万円	13年
	省エネ基準に適合しない住宅	0円 (令和5年までに建築確認を受けたものに限り2,000万円)		10年
中古住宅	認定住宅等	3,000万円		10年
	その他の住宅	2,000万円		10年
所得要件	2,000万円以下			
床面積要件	50㎡以上 (令和6年までに建築確認した場合の床面積要件を40㎡以上に緩和(所得要件1,000万円以下の年分に限る))			

◎既存住宅のリフォームに係る所得税の特例措置

適用期限を2年間(令和6年~令和7年)延長

子育て世帯・若者夫婦世帯が子育てに対応した住宅への一定のリフォームに係る特例措置の追加(適用期間令和6年4月1日~令和6年12月31日)

適用リフォーム

- ・住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ・対面式キッチンへの交換工事
- ・開口部の防犯性を高める工事
- ・収納設備を増設する工事
- ・開口部、界壁、床の防音性を高める工事
- ・一定の間取り変更工事

特別控除額 工事費用相当額(250万円上限)の10%



会社と社員と家族を守るために

承継を考える日

日時：2024年5月13日(月) 13：30～16：30

会場：スマッシュ経営 知立本社 1F会議室

このような社長様にオススメです

事業を残したいが、後継者がいない 

親族外承継（M&A）を考えている 

どうやって引継いだらよいかわからない 

会社の将来をじっくり考えたい 

参加費
無料
限定3組

社長の悩み…

金融機関

後継者はどうお考えですか？

そろそろ考えないと。と思っているが…

税理士

株価が高くなるので、株価を
下げて贈与や相続の準備を

税金の話もわかるが、だれに継がせたら…

M&A仲介

選択肢としていい手法です！

本当にうまくいくのかな…？

悩み

息子がいるなら継がせたら？

ちゃんと話したことないな…

息子が継がないなら、
専務にやらせたら？

専務も60歳だし…

気持ちと課題の整理が必要です！

- ①自社の事業承継に関する課題を整理
- ②戦略・出口を明確にし、方向性を実践的に考える

「承継を考える日」の流れ（3時間）

講義

事業承継を考える

自社分析と課題抽出

自社の方向性と課題を整理

承継後のビジョン

事業承継後のイメージを可視化

開催

会場：スマッシュ経営 知立本社

2024年

5 / 13 月

13:30～16:30

※申込方法は裏面に

事前予約制

ワーク中個別

お問合せ

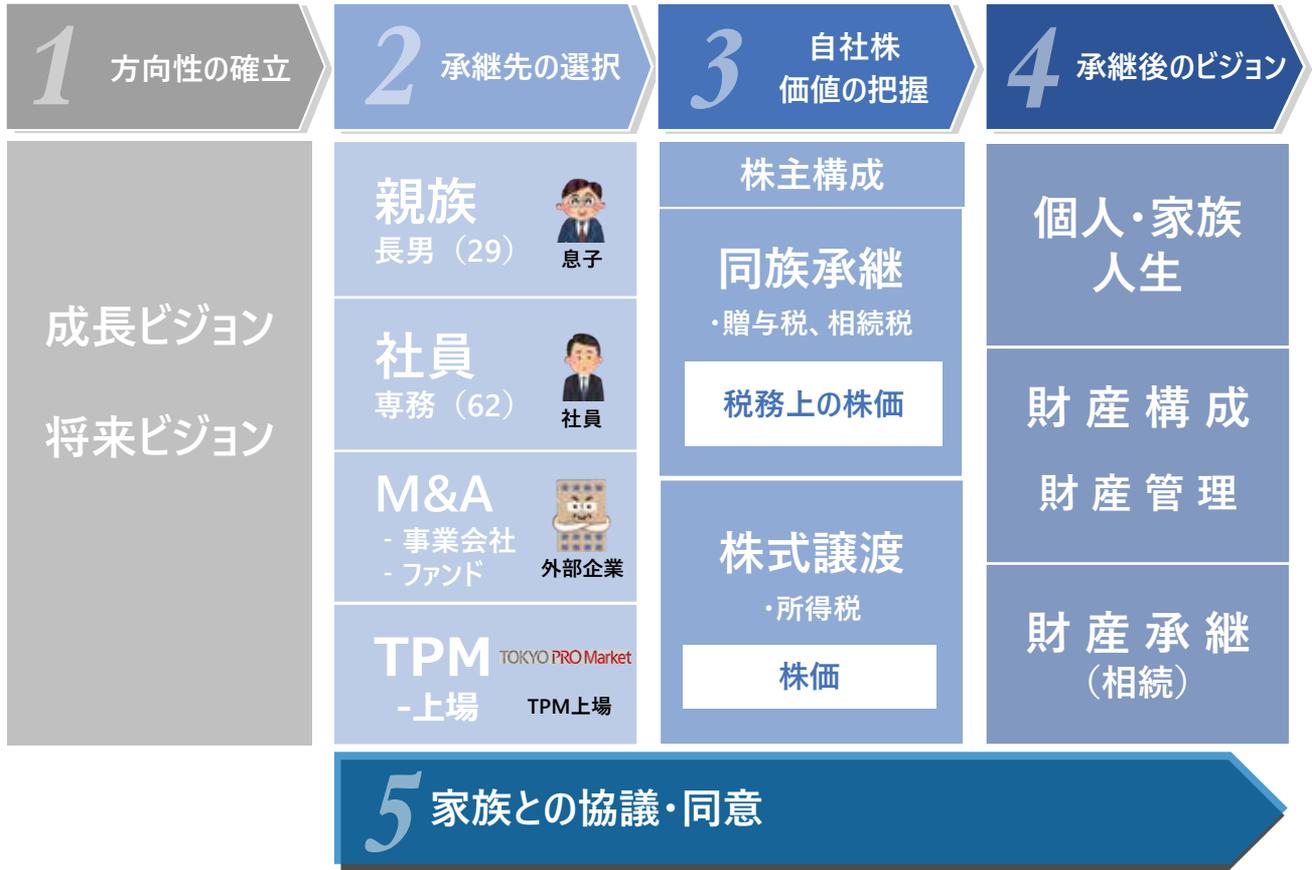
TEL 0566-83-3212
受付時間 平日9：00～18：00
E-mail nagasei@smash-keiei.com

株式会社 SBC
税理士法人スマッシュ経営

中小企業庁 M&A登録支援機関

税理士法人番号290-1号
経営革新等支援機関100323009102

事業承継の5つのポイント



自社と向き合い、大切に育てた会社や事業を
未来へつなげませんか。

▶承継の日 参加お申込書

会場：スマッシュ経営知立本社（愛知県知立市長田1-11）



メールまたはFAXでお申込みください

※1組2名まで参加可

企業名	住所 〒 -	参加者名	①
TEL () -	FAX () -		②
MAIL			

※お客様の個人情報の取扱いについて お申し込みの際に弊社が取得するお客様の個人情報は、弊社内で顧客分析を行う目的及び、弊社商品情報をお客様に提供する目的に使用いたします。



FAX送信先 (0566)83-1317
E-mail nagasei@smash-keiei.com

- SMASH経営グループ -
株式会社 SBC
税理士法人スマッシュ経営

TEL 0566-83-3212
受付時間 平日9:00~18:00
住所 愛知県知立市長田1-11



同じように愛情を注いで育てた子ども達
跡を継いでくれる子
よく遊びにくる子
いつも幸せそうな子、そうでない子

あなたの相続どうします？
子ども達に丸投げですか

コラッ。ケンカをやめなさい！

いつまでも、笑って昔話ができるよう
ケンカがはじまる前に
遺言を書いてみませんか

公正証書遺言
自筆証書遺言書保管制度
遺言執行のお手伝い

トップクラスの実績でお客様にお応えする ☎ 0566-83-3718
行政書士法人SMASH申請代行



将来を見据えた活用法は？
みなさんはどうしてるの？
有利なのは相続の前？後？
とにかく、専門家と話がしたい

スマッシュは不動産も取り扱っています



株式会社スマッシュ不動産

愛知県知事(2)第 21803 号

TEL : 0566-82-9006

2024年
4月版

大人のお稽古事レッスン日情報

教室	詳細
水彩画教室 	日 程 4/23(火)、5/6(月)、21(火)、6/4(火)、18(火) 7/9(火)、26(金)、8/6(火) 13:00~15:00 会 場 パティオ池鯉鮒 工芸室 参 加 費 13,000円/12回(6ヶ月・12回) お問い合わせ先 080-3912-9958 神谷希代美
寺子屋知立教室 (写真) 	日 程 5/10(金)、6/11(火)、7/4(木)、8/16(金)、9/13(金) 13:00~16:00 会 場 パティオ池鯉鮒 講議室 参 加 費 500円/1回 ※ワンドリンク付 お問い合わせ先 090-1782-0342 野村賢孝
折り紙教室 	日 程 5/10(金)、17(金)、6/28(金)、7/19(金)、26(金) 8/16(金)、23(金) 14:00~15:30 会 場 パティオ池鯉鮒 ワークショップ室 参 加 費 500円/1回 お問い合わせ先 090-4868-2563 酒井
己書教室 	日 程 5/10(金)、6/14(金)、7/12(金) 10:00~13:30~ 二部制 会 場 メーブルけやき(知立市八ツ田町泉45) 参 加 費 2,200円+ワンオーダー/1回 お問い合わせ先 090-2921-1331 小林大華
パソコン 困りごと相談 	日 程 5/8(水)、22(水)、6/12(水)、26(水) 7/3(水)、24(水)、8/7(水)、28(金) 13:00~15:00 会 場 メーブルけやき(知立市八ツ田町泉45) 参 加 費 500円/1回 ※ワンドリンク付 お問い合わせ先 080-3912-9958 神谷希代美
ランニング倶楽部 	日 程 毎週木曜日 会 場 パティオ池鯉鮒 駐車場 旗が目印 お問い合わせ先 スマッシュ経営 細井誠
台湾愛好倶楽部 	日 程 不定期 会 場 スマッシュ経営 名古屋オフィス 参 加 費 無料 申 込 期 限 開催1週間前まで お問い合わせ先 スマッシュ経営 内田

教室開催日は、いつでも見学・参加可能です。各お問い合わせ先にご予約いただきますようお願いします。